

## TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付： 2004年 8月19日  
 提出元： 株式会社アッカ・ネットワークス  
 題名： JJ100.01第3版に向けた課題に対する意見  
 課題表対応： C.3、C.4、C.5

## 前書き

本寄書では、JJ100.01第3版に向けた課題に対する弊社意見の要約である。

下表にない課題に対する意見は今後提示する。

課題表番号	(株)アッカ・ネットワークスの意見	理由など
C.3.2 C.3.3	保護判定基準値は既存のユーザにとって維持されるべき目標とするサービスレベル(伝送速度)として既定する。	SMS-15-ACCA-05 参照。
C.3.6	ダブルスペクトルADSL,カッドスペクトルADSLをクラスA伝送システムに追加する。	SMS-15-ACCA-02 参照。
C.4.3	与干渉源はカッド内1回線、隣接カッド1回線とする。	SMS-15-ACCA-03 参照。
C.4.4	保護判定基準値を一定のサービスレベルを基に既定すると、結果的に与干渉源とならない。 保護判定基準値を計算により決める場合は、ISDNは与干渉源に含めない。	理由1
C.4.5	サブキャリア当りのビット数は15ビットとする。	現実の状況を反映させる。
C.4.6.3	漏話減衰量の累積値は、カッド内、隣接カッドとも95%値を用いる。	SMS-15-ACCA-03 参照。
C.4.7.2	ISDN(被干渉回線)に対するスペクトル適合性確認にはBTの影響を考慮する。	理由2
C.5.3	少なくとも、ダブルスペクトルADSL,カッドスペクトルADSLの伝送帯域3.75MHzまではスペクトル適合性計算を実施する。	SMS-15-ACCA-02 参照。
C.6.3	スペクトル管理の対象とする換算線路長は、JJ100.01第2版と同様に5kmまでとする。	現実の状況を反映させる。

理由1)

(ア) スペクトル管理(スペクトル適合性評価)は、新しく導入されるDSLシステムの評価を行うものである。

(イ) クラスA, A は被干渉システムのクラス分けであり、総てを与干渉源として扱

う合理的な根拠はない。

(ウ) ISDNは既存のxDSLと異質な伝送方式でADSLに与える干渉が著しく大きく、同等の干渉を及ぼすDSLシステムの導入は制限されるべきである。

理由2)

(エ) ISDNはギャランティサービスであり、より正確な評価が必要である。

(オ) ISDNの保護判定基準値は、要求条件(所要S/N = 26.46dB)に基づいており、スペクトル適合性評価が相対評価ではない。

(カ) DSUの性能試験回線モデルはBT付である。

以上